

介護予防支援業務・ 介護予防ケアマネジメント業務 の受託



介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

(概要)

- ・ 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務については、地域包括支援センターが実施。
- ・ 所定の研修を修了し、地域包括支援センター運営協議会で承認を得た指定居宅介護支援事業所へ委託することも可能。（※ケアマネジメントCを除く）

(地域包括支援センターの課題)

- ・ 地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の総合相談業務などの本来業務が増大。
- ・ 国の社会保障審議会介護保険部会においても、地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務の負担が大きいこと等について議論。

(対応)

▶委託連携加算（300単位）を新設。

（令和3年度報酬改定）

▶地域包括支援センター職員1名あたり25件を作成目安として設定。

（さいたま市地域包括支援センター運営協議会の意見も踏まえて）

▶今後、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当」と明記。

（令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」）

**【居宅介護支援事業所 及び
設置法人のみなさんへ】**

地域包括支援センターから
依頼がありましたら、

“1件でも多く受託を”

お願いします。

* 今後の国等の動向にも注視してください。

「さいたま市ケアマネジメントマニュアル」をご活用ください

- ・さいたま市では「自立支援」を実現するために必要なサービス・支援を高齢者につなぐ手法を「自立支援型ケアマネジメント」として推進。
- ・地域包括支援センター職員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）等だけでなく、介護保険従事者も活用できるマニュアルとして、従前の「さいたま市介護予防ケアマネジメントマニュアル」を再編し改訂。
- ・さいたま市が目指すケアマネジメント等、市の方針等が記載されているため、業務に活用いただきたい。

ケアマネジメントマニュアル

さいたま市 保健福祉局 長寿応援部
介護保険課
いきいき長寿推進課

